

議第百二十九号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年十一月二十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表二の表一の項中「第十条」を「第六十九条第一項」に改め、「の設定」を削り、「漁業権設定免許申請手数料」を「漁業権免許申請手数料」に改め、同表二の項中「第十四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条第六項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に、「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、同表三の項中「第二十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同表四の項中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「定置漁業権等」を「個別漁業権」に、「漁業権抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権抵当権設定認可申請手数料」に改め、同表五の項中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「定置漁業権等の」を「個別漁業権の」に、「定置漁業権等移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に改め、同表六の項中「第三十六条第一項（同条第四項）」を「第八十八条第一項（同条第五項）」に改める。

別表六の表に次のように加える。

<p>七 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号。以下この表において「省令」という。）第三十八条第一項に規定する家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付</p>	<p>家畜人工授精所 開設許可証書換 交付手数料</p>	<p>一通につき</p>	<p>一、七〇〇</p>
<p>八 省令第三十九条第一項に規定す</p>	<p>家畜人工授精所</p>	<p>一通につき</p>	<p>一、七〇〇</p>

る家畜人工授精所の開設の許可証の再交付	開設許可証再交付手数料		
---------------------	-------------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、家畜人工授精所開設許可証書換交付手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。